

くらしの窓

すぎなみ

2019年

11月号

発行 No. 313

元年11月1日

杉並区立
消費者センター

その他の
記事

消費生活サポーターコーナー … P 3

消費者センターからのお知らせ … P 4

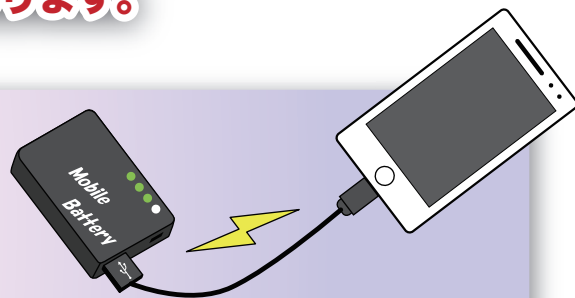
モバイルバッテリー(リチウムイオン電池)の 事故に注意しましょう!

(読書の森公園 平成30年10月撮影 提供 杉並区広報課)

高電圧で大電力のモバイルバッテリーは、近年急速に普及していますが、
取扱いを誤ると事故につながるおそれがあります。

モバイルバッテリーとは

スマートフォンやタブレットなどに充電できる予備の電源です。繰り返し充電することが可能な二次電池が内蔵されており、その多くにリチウムイオン電池が使われています。スマートフォンなどの機器にも内蔵されています。



消費者庁の事故情報データベースには、平成25年6月から令和元年6月までに、162件のモバイルバッテリーに関する事故情報が寄せられています。発煙・発火・加熱が78件、火災も39件発生し、ついで製品破損13件、破裂5件、その他27件です。

事故事例
1

就寝中にモバイルバッテリーを充電していたら、バッテリー本体と周辺を焼損する火災が発生した。

事故事例
2

新幹線で移動中、かばんの中のモバイルバッテリーが破裂して両足に全治2週間のやけどをした。乗っていた新幹線が15分くらい止まった。

次ページで事故防止のためのアドバイスを紹介します。

(参考：消費者庁 東京都消費生活総合センター 経済産業省)

杉並区立消費者センター 発行

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

TEL 03-3398-3141 FAX 03-3398-3159

ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp/shohisha/>



事故にあわないためのアドバイス

● 強い衝撃や圧力を加えたり、高温の環境に放置しないようにしましょう。

落としてしまった、ポケットの中で押され続けた、炎天下の車内に置き忘れた、など「衝撃」、「圧力」、「熱」が原因で内蔵電池が変形・破損して発煙・発火に至る場合があります。

● 充電中は周囲に可燃物を置かないようにしましょう。

衝撃により内蔵電池が破損していた場合、時間が経ってから発火することがあります。気づかぬうちに火災が拡大しないよう十分注意しましょう。

● 異常を感じたら使用を中止しましょう。

製品の変形、変色、発熱、異臭などいつもと違うことに気づいたら、直ちに使用を中止しましょう。

● 充電コネクタの破損や水ぬれに注意しましょう。

破損していたり、液体が付着した充電コネクタを使用すると内部の端子部がショートすることがあります。充電ケーブルはまっすぐに抜き差しし、水場での充電やぬれた手での操作は避けましょう。

● 公共交通機関では持ち込規則を確認しましょう。

大勢の人が利用する公共交通機関での事故は被害が拡大します。モバイルバッテリーは多くの場合、航空機の受託手荷物としての預入れは禁止されています。機内持ち込みに関しては各航空会社に問い合わせてください。



● 使用済みモバイルバッテリーの処分には専用ボックスを利用しましょう。

不用になったモバイルバッテリーは販売店に設置している回収ボックスなどを利用して処分しましょう。回収ボックス設置店は一般社団法人JBRC(*)のホームページ (<https://www.jbrc.com>) に掲載されています。



JBRCの回収缶ボックス JBRCの回収ボックス

*一般社団法人JBRCとは、日本の小型充電式電池メーカーや、小型充電式電池の使用機器メーカー、それらの輸入事業者などを会員とし、「資源有効利用促進法」に基づき、共同で小型充電式電池のリサイクル活動を共同で行う団体です。

● リコール対象製品でないか、リコール情報を確認しましょう。

消費者庁のリコール情報サイト：<https://www.recall.caa.go.jp/>では製造上の不良で事故が発生した製品が確認できます。お持ちのモバイルバッテリーがリコール対象製品であった場合は、直ちに使用を中止して、製造メーカー、輸入業者や販売店に連絡してください。

● 新規に購入する場合は、PSEマークを必ず確認しましょう。

モバイルバッテリーは電気用品安全法の規制対象です。技術基準等を満たしていることが確認された製品で、PSE (Product Safety of Electrical Appliance and Materials) マーク及び届出事業者の名称などが表示された製品でなければ国内では販売が禁止されています。

PSEマークは国内で販売されているその他の電気製品の多くにつけられています。電気製品を購入する時は確認しましょう。



PSEマーク

花のある暮らしで生活に潤いを

花屋さんの前を通る時、ついついきれいな花に目がいきます。花を飾ると、部屋の雰囲気だけでなく気持ちも癒され、明るくなりますね。お正月や母の日だけでなく、普段のくらしの中でも花を飾ってみませんか。



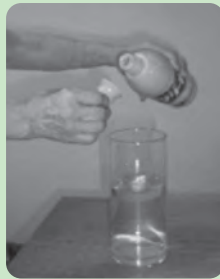
花の選び方

- 茎が太くてしっかりしている。
- 蕾がしっかりしている。
- 花を触ってもなよなよしていない。花がしっかりしている。



花を長持ちさせるコツ

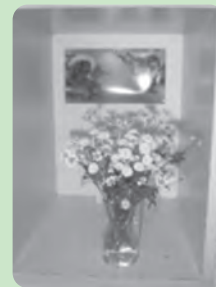
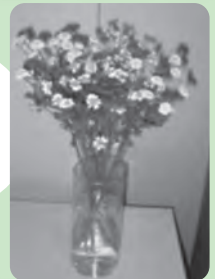
- 清潔な切れ味の良いはさみを使う。
- 水切り*をする時は、道管をつぶさないように水中で花の茎を斜めに切る。
- 水を清潔に～細菌が増えると花が枯れるのも早い。花瓶をよく洗い、水は少な目に入れる。また、バクテリアを増やさないために、台所にある漂白剤を数滴たらす。
- 適度に葉や蕾を摘む～葉や蕾が多すぎると、栄養分がとられてしまい、早く枯れる。



*水切りとは、水を吸い上げる切り花の茎の入り口をきれいに整えることです。

花の楽しみ方いろいろ

まずは、リビングや玄関周りに飾って楽しむ



水切りを何度かして、花の茎が短くなったらトイレに飾る



元気な花だけ、少し深めのガラス皿に花の部分だけ浮かべる。



花によっては、風通しの良い場所に逆さまにするして、ドライフラワーにする。

Q&A / 花屋さんに聞きました

- **手軽に楽しめるおすすめの花は？**
11月は寒暖の差もあまりなくて花を飾るには良い季節です。旬の花を生花店で選んでもらいましょう。月末の時期はクリスマスを意識して飾り始めるのも良いと思います。紅葉の時期でもありますので、拾ってきた落ち葉を花瓶の周りに散らしても季節感が出るでしょう。
- **花瓶を選ぶポイントは？**
花は葉や茎も揃って姿になります。生花は水がもらえればどんな場所、形、容器でもいいので、背景の壁紙の色なども考えて、花瓶に限らずコップなどの食器や空き瓶などに入れてみましょう。

花屋さんに気軽に相談してみると、思いがけないアドバイスがいただけることもありますよ。
(消費生活サポーター)





12月7日(土) 消費生活特別講座 大量廃棄社会に消費者のできること

消費者の手に渡る前に廃棄される衣類や食品。大量に捨てられる家庭の食品ごみ。衣類の作り手である途上国労働者の問題、廃棄が環境に与える問題など、「大量廃棄社会」(光文社新書)の著者と一緒に考えましょう。

- ◆講演会日時 令和元年12月7日(土) 午後2時30分～4時30分
- ◆会場 天沼区民集会所 第3・第4集会室
〒167-0032 杉並区天沼3-19-16
ウェルファーム杉並4階
- ◆定員 100名(申込順)
- ◆費用 無料
- ◆申込み・問合せ 電話 03-3398-3141、FAX 03-3398-3159
またはメールで消費者センターへ
(FAX記入項目、メールアドレスなどは講座チラシまたは杉並区公式ホームページのイベント情報欄をご覧ください。)
- ◆受付開始日 令和元年11月15日(金)
- ◆受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)
- ◆主催 杉並区立消費者センター



講師

仲村和代

講師プロフィール

朝日新聞社 社会部記者

著書に「大量廃棄社会」(光文社)

「ルポコールセンター」(朝日新聞出版)

1歳から未就学児童の託児を実施します。
申込は11月25日まで。講座受講申込と同時に申し込みにください。

こんな相談がありました!!

「簡単に儲かる」という誘いは鵜呑みにしない。 情報商材のトラブルが増えています。

事例

「老若男女誰でもすぐ収入が得られる」というメールを見て、約30万円で情報商材のはいったUSBを購入したが、USBが起動せず、収入が得られない。苦情を伝えると月収1千万円を得られるという上位のコースを勧められた。



消費者庁イラスト集より

「必ずフォローする」「代金50万円を半額にする」と強引に誘われ、断り切れず契約したが、その後連絡はなく、フォローもまったくなく。

*情報商材とは

副業や投資などで高額収入を得るためのノウハウと称して、インターネットなどで販売されている情報のことです。

消費者へのアドバイス

- 簡単に高額収入を得られることは通常ありません。契約前に内容を確認することができないので、安易に信用して事業者に連絡するのはやめましょう。
- 「お金がない」という断り方をすると、「すぐに元が取れるから大丈夫」などと言われ、クレジットカードでの高額決済や借金を勧められるケースがあります。断るときは「契約はしない」とはっきり伝えましょう。
- 不安に思った時は、早めに消費者センターにご相談ください。

お気軽に杉並区立消費者センターへご相談ください!



商品の購入、契約などについてトラブルが起きた時、迷った時などに相談を受けています。杉並区在住・在勤・在学の消費者の方なら誰でも利用でき、相談は無料です。



相談方法

電話または窓口へ(ウェルファーム杉並 3階)

相談電話

03-3398-3121

相談時間

平日午前9時～午後4時

杉並区立消費者センター

検索